

発議案第1号

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和4年6月13日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 松 島 洋

賛成者 我孫子市議会議員 木 村 得 道

同 西 垣 一 郎

同 澤 田 敦 士

同 豊 島 庸 市

同 坂 卷 宗 男

同 野 村 貞 夫

同 西 川 佳 克

## 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16（1941）年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9（1876）年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8（1996）年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域（EEZ）200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19（2007）年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣 宛

千葉県我孫子市議会

発議案第2号

我孫子市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和4年6月13日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 松 島 洋

賛成者 我孫子市議会議員 木 村 得 道

同 西 垣 一 郎

同 澤 田 敦 士

同 豊 島 庸 市

同 坂 卷 宗 男

同 野 村 貞 夫

同 西 川 佳 克

我孫子市議会委員会条例の一部を改正する条例

我孫子市議会委員会条例（昭和49年条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1条</u> <u>（常任委員会の設置）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>（常任委員の所属、常任委員会 の名称、委員定数及びその の所管）</u></p> <p><u>第3条</u> <u>（常任委員の任期）</u></p> <p><u>第4条</u> <u>（議会運営委員会の設置）</u></p> <p><u>第5条</u> <u>（常任委員及び議会運営委 員の任期の起算）</u></p> <p><u>第6条</u> <u>（特別委員会の設置等）</u></p> <p><u>第7条</u> <u>（委員の選任）</u></p> <p><u>第8条</u> <u>（委員長及び副委員長）</u></p> <p><u>第9条</u> <u>（委員長及び副委員長がと もにないときの互選）</u></p> <p><u>第10条</u> <u>（委員長の議事整理権・秩 序保持権）</u></p> <p><u>第11条</u> <u>（委員長の職務代行）</u></p> <p><u>第12条</u> <u>（委員長、副委員長の辞任）</u></p> <p><u>第13条</u> <u>（委員の辞任）</u></p> <p><u>第14条</u> <u>（招集）</u></p> <p><u>第15条</u> <u>（定足数）</u></p> <p><u>第16条</u> <u>（表決）</u></p> <p><u>第17条</u> <u>（委員長及び委員の除斥）</u></p>

(委員の選任)

第7条 略

2及び3 略

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、**第3条第2項**の例による。

第14条 略

**(委員会の開会方法の特例)**

**第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互**

**第18条 (傍聴の取扱)**

**第19条 (秘密会)**

**第20条 (出席説明の要求)**

**第20条の2 (市長等の反問)**

**第21条 (秩序保持に関する措置)**

**第22条 (公聴会開催の手續)**

**第23条 (意見を述べようとする者の申出)**

**第24条 (公述人の決定)**

**第25条 (公述人の発言)**

**第26条 (委員と公述人の質疑)**

**第27条 (代理人又は文書による意見の陳述)**

**第28条 (参考人)**

**第29条 (記録)**

**第30条 (会議規則への委任)**

**附則**

(委員の選任)

第7条 略

2及び3 略

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、**第3条(常任委員の任期)第2項**の例による。

第14条 略

に認識しながら通話をすることができ  
る方法（以下「オンラインによる  
方法」という。）で委員会を開くこ  
とができる。ただし、第19条第1項  
の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会にお  
いて、オンラインによる方法で出席  
を希望する委員は、あらかじめ委員  
長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を行い、オ  
ンラインによる方法で委員会に出席  
した委員は、委員会に出席したもの  
とみなして、この条例の規定を適用  
する。

4 オンラインによる方法での委員会  
の開会方法その他必要な事項は、議  
長が別に定める。

（定足数）

第15条 委員会は、委員の定数の半数  
以上の委員が出席しなければ会議を  
開くことができない。ただし、**第17  
条第1項本文**の規定による除斥のた  
め半数に達しないときは、この限り  
でない。

（委員長及び委員の除斥）

第17条 略

2 前項の委員長又は委員が、第14条  
の2第2項の規定による届出を行  
い、オンラインによる方法で委員会  
に出席しているときは、当該委員長

（定足数）

第15条 委員会は、委員の定数の半数  
以上の委員が出席しなければ会議を  
開くことができない。ただし、**第17  
条（委員長及び委員の除斥）**の規定  
による除斥のため半数に達しないと  
きは、この限りでない。

（委員長及び委員の除斥）

第17条 略

又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(出席説明の要求)

第20条 略

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(市長等の反問)

第20条の2 前条第1項の規定により常任委員会又は特別委員会への出席を要請された者は、委員の質疑及び質問に対して委員長の許可を得て反問することができる。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び知識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

(出席説明の要求)

第20条 略

(市長等の反問)

第20条の2 前条の規定により常任委員会又は特別委員会への出席を要請された者は、委員の質疑及び質問に対して委員長の許可を得て反問することができる。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び知識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

**3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。**

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 略

**2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。**

(参考人)

第28条 略

2 略

**3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。**

**4 参考人については、第25条、第26条及び前条の規定を準用する。**

(記録)

第29条 略

2 前項の記録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

2 あらかじめ申出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 略

(参考人)

第28条 略

2 略

**3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。**

(記録)

第29条 略

2 前項の記録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。) によることができる。この場合において、同項に規定する署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

るものをいう。以下この条において同じ。) によることができる。この場合において、同項に規定する署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前各項の記録は、議長が保管する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第3号

我孫子市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第112条及び我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和4年6月13日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 松 島 洋

賛成者 我孫子市議会議員 木 村 得 道

同 西 垣 一 郎

同 澤 田 敦 士

同 豊 島 庸 市

同 坂 卷 宗 男

同 野 村 貞 夫

同 西 川 佳 克

我孫子市議会会議規則の一部を改正する規則

我孫子市議会会議規則（昭和49年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条～<b>第94条の2</b>）</p> <p>第2節から第5節まで 略</p> <p>第3章から第8章まで 略</p> <p>附則</p> <p>第94条 略</p> <p><b><u>（出席委員に関する措置）</u></b></p> <p><b><u>第94条の2 この章における出席委員</u></b></p> <p><b><u>には、我孫子市議会委員会条例（昭和49年条例第53号。以下「条例」という。）第14条の2第2項の規定による届出を行い、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></b></p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第117条 略</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条～<b>第94条</b>）</p> <p>第2節から第5節まで 略</p> <p>第3章から第8章まで 略</p> <p>附則</p> <p>第94条 略</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第117条 略</p> <p>2 略</p>

**3 前2項の場合において、条例第14**

**条の2第1項の規定により、委員会  
がオンラインによる方法で開かれて  
いるときは、委員でない議員は、オ  
ンラインによる方法で当該委員会に  
出席することができる。**

(委員長の発言)

第118条 略

**2 前項の規定にかかわらず、条例第**

**14条の2第2項の規定による届出を  
行い、委員長がオンラインによる方  
法で委員会に出席している場合にお  
ける前項の規定の適用については、  
同項中「委員席に着き、」とあるの  
は「委員として」と、「委員長席に  
復さなければならない」とあるのは  
「委員長として議事進行を行わな  
ければならない」と、「委員長席に復  
することができない」とあるのは「委  
員長として議事進行を行うことがで  
きない」とする。**

(不在委員)

第127条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。  
**ただし、条例第14条の2第2項の規  
定による届出を行い、オンラインに  
よる方法で委員会に出席している委  
員は、この限りでない。**

(起立等による表決)

第129条 委員長が表決をとろうとす

(委員長の発言)

第118条 略

(不在議員)

第127条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(起立による表決)

第129条 委員長が表決をとろうとす

るときは、問題を可とする者を起立させ、又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者若しくは挙手者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

第133条 略

(委員会がオンラインによる方法で開かれている場合における起立者等の多少を認定し難いとき等の表決)

第133条の2 第129条第2項及び第

130条から前条までの規定にかかわらず、条例第14条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合で、委員長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき若しくは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき又は委員長が必要があると認めるとき若しくは出席委員から要求があるときの起立又は挙手によらない表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(紹介議員の委員会出席)

第140条 略

るときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

第133条 略

(紹介議員の委員会出席)

第140条 略

2 略

2 略

3 前項の場合において、条例第14条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議案第4号

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和4年6月21日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 佐々木 豊 治

賛成者 我孫子市議会議員 坂 卷 宗 男

同 岩 井 康

同 芹 澤 正 子

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の抛出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 宛

千葉県我孫子市議会